## 建設時CO2排出量算定事業

## 第2回公募説明会

令和7年3月10日

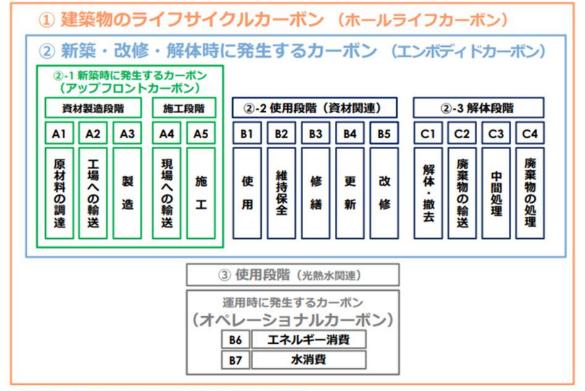
東京都 環境局

# 目次

本事業の目的	•••••02
本事業の流れ	03
本事業のスキーム	04
公募の内容	••••••05
・ ①事業の実施内容	
・ ②第1回公募からの主な変更点	
<ul><li>③応募対象及び応募要件</li></ul>	
• ④都負担対象経費	
公募の手続	•••••• 11
<ul><li>①応募から事業開始までのフロー</li></ul>	
<ul><li>②応募様式</li></ul>	
• ③審査	13
• ④本公募に係る質問	
申込み・問合せ先	•••••15

### 本事業の目的

- 建築物の新築・改修・廃棄時に発生するCO2(いわゆる「エンボディド・カーボン」)の削減に向けて、欧米を中心にその算定や規制 の導入が進んでいます。
- 一方、我が国では、**建設時CO2排出量の算定事例は依然として少なく、算定時期や範囲、算定コストや労力など不明**であるのが 現状です。
- 都では、こうした建設時CO2排出量の削減に向け、**建設時CO2排出量算定の実態を把握するため、「建設時CO2排出量算定** 事業」(以下「本事業」という。)を実施します。



WBCSD, Net-zero buildings: Where do we stand? Figure 7:Whole life cycle stages, EN15978 (2011)日本語訳 (泰案) 出典)一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 一般社団法人日本サステナブル建築協会 「令和 5 年度 ゼロカーボンビル(LCCO2ネットゼロ)推進会 議報告書」(令和 6 年 3 月)

### 本事業の流れ

応募

審査

事業の実施

報告書の提出

経費の負担及び 支払い

応募様式に必要事項を 記入の上、ご提出ください。 事業者選定委員会において審査を実施します。

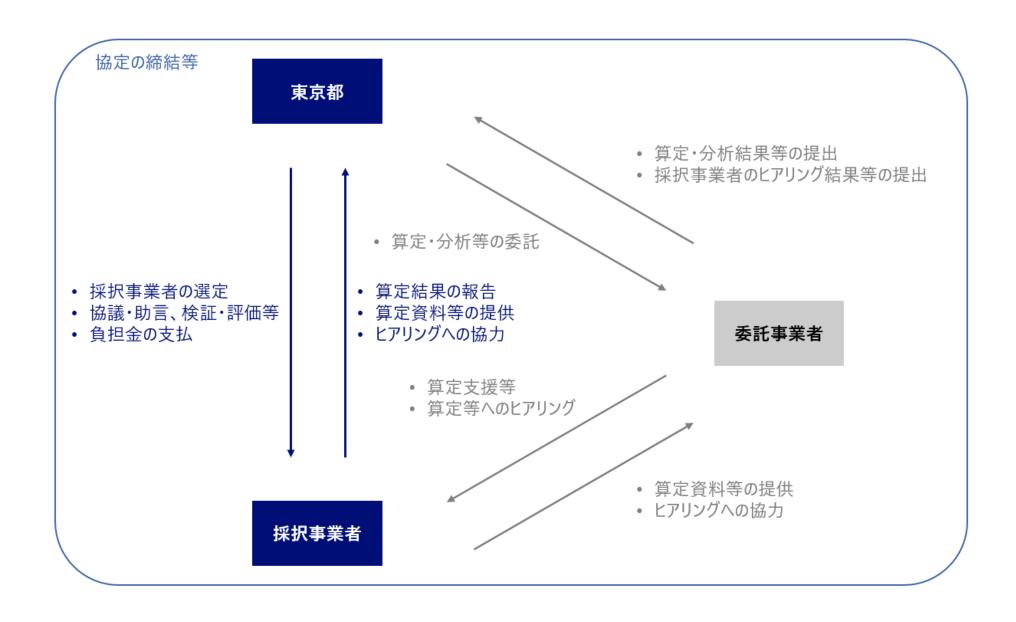
- ①~③を行っていただき ます。
- ① 建設時CO2排出量 の算定
- ② 算定結果や算定に 使用した資料等の提 出
- ③ 算定等に係るヒアリングへの協力

各業務を実施した結果の報告書を作成し、 都に報告書を提出していただきます。

採択事業の実施に係る 経費の支払いを証明す る書類等を提出していた だきます。 都は負担金を採択事業

者に支払います。

### 本事業のスキーム



公募の内容	1事業の	)実施内容	(1/2)	※ <u>下線</u> は第1回公募からの変更点。
項目	内容			
事業の期間	協定の締結の日	計から令和9年3	月31日(水)までのうち、協定で定める	期間
事業の実施内容	算定対象建築	物の建設時CO2排	非出量算定にあたっては、次の①~⑥の金	全ての事項を遵守することとします。
	①算定ツール	「J-CAT(J-Car	bon Assessment Tool)® 2024.102	正式版」を用いて算定を行ってください。
②算定範囲 P.3に示す「ホール・ライフ・カーボン」について算定を行ってください。				ださい。
	3算定対象	日本国内に建設	设の下表に示す要件を満たす建築物	
	建築物	算定事業	要	要件
	章 令 下表	令和7年度 算定事業	令和4年度から令和6年度までに竣工 建築物	した又は令和6年度中に竣工する予定の
		令和8年度 算定事業	令和4年度から令和7年度までに竣工 建築物	した又は令和7年度中に竣工する予定の
		下表の用途欄の	) I )~V )のいずれかの用途と、規模	闌のア) ~イ) のいずれかの規模に該当

する建築物

用途	規模
I )事務所	
Ⅱ)物販店舗	各用途共通
Ⅲ)ホテル	ア)2,000㎡ <u>程度</u> 以上 <u>10,000</u> ㎡未満 イ)10,000㎡以上50,000㎡ <u>程度まで</u>
IV)複合用途	
V)集合住宅	

項目	内容					
事業の実施内容	④算定方法	同一の算定対象建築物について、基本設計時・実施設計時・竣工時のそれぞれの時点のラタにより、下表に示す方法でJ-CATにより算定を行ってください。				
		時点		各用证	金共通	1
		1975年	2,000	)㎡ <u>程度</u> 以上 <u>10,000</u> ㎡未満	10,0	000㎡以上50,000㎡ <u>程度まで</u>
		基本設計時		簡易算定法		簡易算定法
		実施設計時		標準算定法		標準算定法
					準算定法及び詳細算定法 <sup>※</sup> <u>※詳細算定法は任意です。</u>	
		算定数 計3算定 計 <u>3</u> 又は4算定			計 <u>3</u> 又は4算定	
⑤報告、資料 等の提出 第の提出 第一次では、下表に示す期限までに提出してください。なる 指定する期限までに提出してください。						
		算定事業		提出対象算定法		提出期限
				J-CATの簡易算定法		令和7年6月13日(金)
		令和7年度算定事業 J-CATの標準算定法		J-CATの標準算定法		令和7年8月29日(金)
				J-CATの詳細算定法(任意	()	令和7年12月26日(金)
	⑥ヒアリングへ の協力			カしてぐ	<b>ください。</b>	

## 公募の内容 ②第1回公募からの主な変更点

■公募の内容について、主に以下の3点を変更しています。詳細は、公募要領での該当箇所を参照してください。

項目	変更前(第1回公募)		変更後(第2回公募)		公募要領の 該当箇所
変更点 1 <b>立地要件の拡大</b>	<u>東京都内</u> の建築物		<u>日本国内</u> の建築物		「3 公募の内容」 (4)③(ア) 算定対象建築物 の要件
変更点 2 <b>対象規模の拡大</b>	<b>規模</b> ア)2,000㎡以上 <u>5,000</u> ㎡未満 イ)10,000㎡以上 50,000㎡ <u>未満</u>		規模 ア)2,000㎡ <u>程度</u> 以上 <u>10,000</u> ㎡未満 イ)10,000㎡以上50,000㎡ <u>程度まで</u>		「3 公募の内容」 (4)③(イ) 算定対象建築物 用途と規模
	時点	各用途共通 10,000㎡以上50,000㎡未満	時点	各用途共通 10,000㎡以上50,000㎡程度まで	
変更点 3 <b>詳細算定法を</b>	基本設計時	簡易算定法	基本設計時		「3 公募の内容」 (4) ④
任意要件(選択式)化	実施設計時 	標準算定法 標準算定法及び詳細算定法	実施設計時 竣工時	標準算定法 標準算定法及び詳細算定法 <u>※</u> ※詳細算定法は任意です。	算定方法
	算定数	計4算定	算定数	計 <u>3</u> 又は4算定	

## 公募の内容 ③応募対象及び応募要件(1/2)

(1) 応募対象:次の①~④を全て満たす事業者を応募対象とします。

	内。容
1	算定対象建築物において、 ・基本設計時にJ-CATの簡易算定法 ・実施設計時にJ-CATの標準算定法 ・竣工時にJ-CATの標準算定法及び詳細算定法 をそれぞれ用いた算定ができること。  (※1) [建築物用途:①事務所、②物販店舗、③ホテル、④複合用途、⑤集合住宅]における [建築物規模:ア2,000㎡程度以上10,000㎡未満、イ10,000㎡以上50,000㎡程度まで]のいずれかの建築物 (※2) 建築物規模:イの竣工時にあっては、J-CATの詳細算定法を用いた算定が可能である場合は任意で実施するものとする。
2	①での算定結果及び算定に用いた資料について、都へのデータ提供が可能なこと。 ※都へ提出後、都から委託事業者へデータ提供できるものとする。
3	都へのデータ提供にあたっては、個人情報を含まないこと。
4	都及び委託事業者からのヒアリング及び調査依頼に協力すること。

### ③応募対象及び応募要件(2/2)

(2) 応募要件:応募時から事業終了時まで、次の①から⒀までの全ての要件を満たすものとします。

#### 内容 算定対象建築物の建設時CO2排出量の算定・都負担対象経費について、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていない (1)こと、あるいは、過去に受けていないこと。 算定対象建築物の建設時CO2排出量の算定を行った結果を公表していないこと。 本事業の応募にあたっては、応募者又は提携者が算定対象建築物を選定し、あらかじめ当該算定対象建築物に係る建築主、 (3) 設計者、施工者等の関係者の承認を得ていること。 採択事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。 **(5)** 日本国内において税金の滞納をしていないこと。 日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による申立て等、採択事業の継続性に (7)ついて不確実な状況が存在しないこと。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当しないこと。 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止又は 競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴 力団をいう。)に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等 (暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。) に該当する 者がないこと。

過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

### 公募の内容 ④都負担対象経費

- 以下の経費については、下表の「規模別上限額」の範囲内において都が負担します。
  - 1. 建設時CO2排出量算定に係る直接人件費
    - ▶ 建設時CO2排出量算定、算定結果確認、都とのヒアリング・提案対応の業務に直接従事した主な社員・役員の人件費
  - 2. 建設時CO2排出量算定のための直接的かつ必要最小限の諸経費で、次のa及びbのいずれにも合致する経費
    - a. 協定期間内に契約、取得、納品、実施、支払いが完了する経費
    - b. 使途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費
    - ▶ 建設時CO2排出量算定に必要な経費(旅費、会議に要する使用料、物品の購入等に必要な備品費・借料・損料)

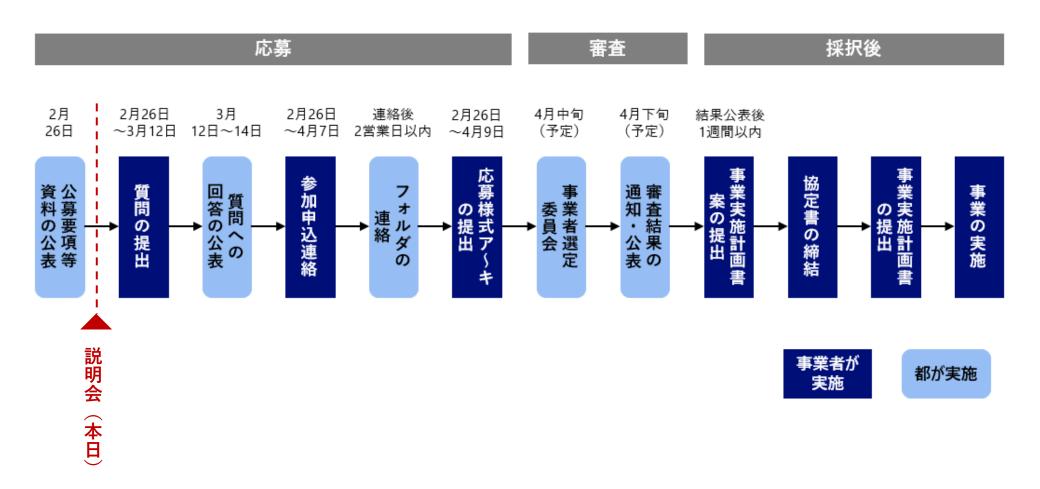
#### ※詳細は、公募要項別表「都負担対象経費」をご確認ください。

		規模別上限額(稅込)		
算定事業 	根拠資料の提出期限 	2,000㎡程度以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 50,000㎡程度まで	
令和7年度	<del>令和7年度</del> 令和8年3月31日(火) 160万円 <sup>※1</sup>		詳細算定をしない場合 <sup>※2</sup> 210万円 <sup>※1</sup>	
算定事業	令和8年3月31日(火)	100/1/ 1/	詳細算定をする場合 <sup>※2</sup> 460万円 <sup>※1</sup>	
令和8年度	今和 0 年 2 日 21 □ (→)	160万□※1	詳細算定をしない場合 <sup>※2</sup> 210万円 <sup>※1</sup>	
算定事業	令和9年3月31日(水)	160万円**1	詳細算定をする場合 <sup>※2</sup> 460万円 <sup>※1</sup>	

<sup>※1</sup> 東京都予算において認められた範囲内において、費用を負担します。

<sup>※2</sup> 詳細算定は任意です。詳細算定の可否については申請時に明記していただきます。

## 公募の手続 ①応募から事業開始までのフロー



## 公募の手続 ②応募様式

応	募様式	全社提出	該当する場合 必要
ア	公募申請書(第1号様式)	•	
1	確認書(第2号様式)	•	<b>※</b> 2
ゥ	事業提案書(第3号様式)	•	<b>※</b> 1
I	会社概要 (設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等) <u>※既存の会社概要や定款等で構いません。</u>	•	<b>※</b> 2
オ	法人の現在事項全部証明書(写し) (発行日から3か月以内のものに限る。)	•	<b>※ 2</b>
カ	直近の納税証明書	•	<b>※</b> 2
+	構成事業者一覧(第4号様式)		<b>※</b> 3

- ※1:事業者名、建築主名、物件名、都道府県より先の物件住所等を記したものと、記していないものを2種類提出が必要
- ※2:複数事業者と提携する場合、全事業者分提出が必要
- ※3:複数事業者提携の場合のみ提出が必要

## 公募の手続 ③審査

- 提出いただいた応募様式について、事業者選定委員会において審査を実施し、採択事業者を決定します。
- 事業者選定委員会では、次の審査基準に基づき審査を実施します。

	審査項目	採点のポイント
1	応募要件との整合性	✓ 公募要項で定める応募要件に合致しているか。
2	算定対象建築物の形態等	✓ 都内の建築物における傾向を把握する趣旨に照らして、特殊な形態、構造形式、立地の建築物でないか。
3	算定内容	✓ 算定対象建築物の規模10,000 m 以上50,000 m 程度においては、詳細算定を 実施できるか。
4	応募者の算定体制等	✓ 事業者が事業の実施に必要な能力(実施体制、建築に関するCO2排出量算定実績、 経理的基礎等)を有しているか。
5	事業の更なる推進に 資する能力	<ul> <li>✓次に合致したものがあるか。</li> <li>A4・A5 (施工段階)のCO2排出量について、電気使用量、燃料使用量等について実績値を報告できるか。</li> <li>「ホール・ライフ・カーボン」の削減に向けて、設計段階での複数条件での比較検討や施工の各段階での材料等選定の検討を行ったか。</li> <li>CO2排出量算定の根拠として、EPD (Environmental Product Declaration:環境製品宣言)を活用したか。</li> </ul>

### 公募の手続 ④本公募に係る質問

■本公募に関して、質問事項がある場合は、第5号様式「質問票」に必要事項を記載の上、<u>電子メール</u>により 次頁の「申込み・問合せ先」担当宛に送付してください。

第5号様式

※なお、電話や訪問等による問合せについては応じられません。

受付	令和7年3月12日(水)
期間	23時59分まで
回答	令和7年3月14日(金)17時までに、 東京都環境局のホームページ上に掲載 ※原則として個別回答は行いません。

質問票 所在地 担当者 電話番号 メールアドレス 質問事項1項目ごとに作成願います。 年 月 日 質問内容

質問事項1項目ごとに第5号様式「質問票」を作成の上、 送付してください。

# 本公募に係る申込み・問合せ先

住所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
担当部署	東京都環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課 環境建築物担当
E-mail	S0213304@section.metro.tokyo.jp